

社会福祉法人 照治福祉会 評議員・役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 照治福祉会（以下、「法人」という。）定款第8条及び

第22条の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事を指す、以下省略。）及び評議員選任・解任委員の報酬の支給に関する基準及び関連する事項について定めるものである。

(報酬の種類)

第2条 報酬には、評議員に支給する「評議員報酬」、理事及び監事に支給する「役員報酬」、評議員選任・解任委員に支給する「評議員選任・解任委員報酬」があり、評議員報酬及び

役員報酬については月額報酬とし、評議員選任・解任委員報酬については、都度払い報酬とする。

(報酬支給基準)

第3条 評議員報酬は、法人の評議員として評議員会に出席（書面・電磁的出席を含む。）し、定款細則第4条に定める評議員の職務に従事する評議員に対して、月額5,000円を上限に支給する。なお、実際の支給金額は、評議員改選の都度、その任期の開始以降最初に開かれる評議員会にて決定し、任期開始の日が属する月から退任した日が属する月まで支給する。

第4条 役員報酬は、法人の役員として理事会に出席（書面・電磁的出席を含む。）し、定款第18条、同第19条、及び定款細則第5条、同第6条、同第10条及び同第13条に定める理事・監事の職務に従事する役員に対して、月額5,000円を上限に支給する。なお、実際の支給額は、役員改選の都度、その任期の開始以降最初に開かれる理事会にて決定し、任期開始の日が属する月から退任した日が属する月まで支給する。

第5条 評議員選任・解任委員報酬は、評議員選任・解任委員会の開催の都度、出席した委員

員に対して、1回5,000円を支給する。

第6条 前第3条から第5条の定めにかかわらず、評議員・役員等が解任された場合は、解任された日が属する月の一切の報酬は支給しない。

(費用の弁償)

第6条 評議員・役員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、本人の請求に応じてその実費を、清算払い又は前払いにより、遅滞なく支払うものとする。ただし、通常想定される評議員会及び理事会、評議員選任・解任委員会への出席に要する交通費について、大阪北摂地域内に居住し勤務する者については、これを報酬に含むものとして、支給しない。

(職員給与との関係)

第7条 理事及び評議員選任・解任委員のうち、法人の職員を兼務し、職員給与の支給を受ける者に対しては、役員等報酬及び費用の弁償については、これを支給しない。

(報酬の支給日及び支給方法)

第8条 月額報酬の支給日は、毎月25日(その日が休日にあたる場合は、その前日において、その日に最も近い平日)とし、現金による支給、又は本人による本人名義の金融機関指定口座への振込による支給とする。なお、振込手数料は本人の負担とする。都度払い報酬や費用の弁償については、会議への出席や業務に従事した都度、現金により支給する。

第9条 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の辞退)

第10条 評議員及び役員等は、報酬の支給について、本人の申し出により、これを辞退することができる。

(公表)

第11条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等
の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議決をもって行う。

附則

この規程は、平成29年6月26日開催の評議員会の議決をもって発効し、同4月1日に遡及して施行する。